○ 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施 行規則」の取扱いについて(平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

は、適切な教育又は研修を受け、当該再生医療等を熟知した者でな

ければならない。ただし、再生医療等に用いる細胞がヒト受精胚で

	<del>-</del>
改 正 後	現 行
IV 再生医療等提供基準について	IV 再生医療等提供基準について
(略)	(略)
(6)省令第7条第5号関係	(6)省令第7条第5号関係
「遺族」とは、死亡した者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄	「遺族」とは、死亡した者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄
弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ず	弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ず
ると考えられる者とすること。遺族に対する説明内容は、細胞提供	ると考えられる者とすること。遺族に対する説明内容は、細胞提供
者が生存している場合における当該者に対する説明内容と基本的に	者が生存している場合における当該者に対する説明内容と基本的に
同様なものとすること。	同様なものとすること。
なお、省令第7条第5号の規定による説明及び同意については、	
「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書	
面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成17	
年厚生労働省令第44号) に基づく電磁的記録に記録されている事項	
<u>の交付等を行うことができること。</u>	
(7)省令第7条第6号関係	(7)省令第7条第6号関係
省令第7条第6号 <u>の規定による</u> 説明については、医師又は歯科医	省令第7条第6号 <u>に基づく</u> 説明については、医師又は歯科医師以
師以外に当該説明を行う者として適切な者がいる場合には、医師又	外に当該説明を行う者として適切な者がいる場合には、医師又は歯
は歯科医師の指示の下に、当該者が説明を行うことができるが、当	科医師の指示の下に、当該者が説明を行うことができるが、当該者

該者は、適切な教育又は研修を受け、当該再生医療等を熟知した者 でなければならない。ただし、再生医療等に用いる細胞がヒト受精 胚である場合においては、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別途定めるヒトES細胞の樹立に関する手続にも従う必要があることに留意すること。

イの「当該細胞の使途」は、当該細胞を用いる再生医療等の目的 及び意義、再生医療等の提供方法、再生医療等提供機関の名称な ど、細胞を提供する時点で明らかとなっている情報について、でき る限り具体的なものとすること。

二の「同意の撤回に関する事項」としては、例えば、提供された 細胞について、細胞の提供を受けた医療機関等から細胞培養加工施 設に輸送が必要な場合には、少なくとも発送までの間は同意の撤回 をする機会が確保されること、及び同意の撤回ができる具体的な期間を記載することが挙げられること。

への「費用に関する事項」は、細胞の提供は必要な経費を除き無 償で行われるものであることを含むものであること。

チの「個人情報の保護に関する事項」は、細胞提供者の既往歴等 の情報が提供される場合の個人情報の保護の具体的な方法に係る事 項を含むものであること。

ヌの「その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項」としては、例えば、以下の事項が挙げられること。

# ①・② (略)

なお、省令第7条第6号の規定による説明及び同意については、 「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく 電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができるこ ある場合においては、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別途定める ヒトES細胞の樹立に関する手続にも従う必要があることに留意す ること。

イの「当該細胞の使途」は、当該細胞を用いる再生医療等の目的 及び意義、再生医療等の提供方法、再生医療等提供機関の名称な ど、細胞を提供する時点で明らかとなっている情報について、でき る限り具体的なものとすること。

二の「同意の撤回に関する事項」としては、例えば、提供された 細胞について、細胞の提供を受けた医療機関等から細胞培養加工施 設に輸送が必要な場合には、少なくとも発送までの間は同意の撤回 をする機会が確保されること、及び同意の撤回ができる具体的な期間を記載することが挙げられること。

への「費用に関する事項」は、細胞の提供は必要な経費を除き無 償で行われるものであることを含むものであること。

チの「個人情報の保護に関する事項」は、細胞提供者の既往歴等 の情報が提供される場合の個人情報の保護の具体的な方法に係る事 項を含むものであること。

ヌの「その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項」としては、例えば、以下の事項が挙げられること。

①•② (略)

(略)	(略)
(12) 省令第8条第1項関係	(12) 省令第8条第1項関係
特定細胞加工物概要書には、以下の事項を記載しなければならな	特定細胞加工物概要書には、以下の事項を記載しなければならな
٧٠ <sub>°</sub>	٧١ <sub>°</sub>
①~③ (略)	①~③ (略)
なお、特定細胞加工物概要書の作成については、「厚生労働省の所	
管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等におけ	
る情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成	
<u>を行うことができること。</u>	
(13) 省令第8条第2項関係	(13) 省令第8条第2項関係
(略)	(略)
(14) 省令第8条の4関係	(新設)
省令第8条の4の規定による研究計画書の作成については、「厚生	
労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保	
存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的	
記録の作成を行うことができること。	
(15) 省令第8条の5第1項関係	(新設)
省令第8条の5第1項の規定による手順書の作成については、「厚	
生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の	
保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁	
的記録の作成を行うことができること。	
(16) 省令第8条の6第1項関係	(新設)
省令第8条の6第1項の規定による手順書の作成については、「厚	
生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の	

保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁	
的記録の作成を行うことができること。	
(17) 省令第8条の8第3項関係	(新設)
「利益相反管理計画」の作成については、「厚生労働省の所管する	
法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報	
通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行う	
<u>ことができること。</u>	
(18) 省令第8条の9第2項関係	(新設)
主要評価項目報告書並びに総括報告書及びその概要の作成につい	
ては、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行	
う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基	
づく電磁的記録の作成を行うことができること。	
(19) 省令第 10 条第 1 項関係	<u>(14)</u> 省令第 10 条第 1 項関係
(略)	(略)
(20) 省令第 11 条関係	<u>(15)</u> 省令第 11 条関係
(略)	(略)
(21) 省令第 13 条第 1 項関係	(新設)
省令第13条第1項(省令第14条第1項において準用する場合を	
含む。) の規定による説明については、「厚生労働省の所管する法令	
の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信	
の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録に記録されている	
事項の交付等を行うことができること。	
<u>(22)</u> 省令第 13 条第 2 項関係	<u>(16)</u> 省令第 13 条第 2 項関係
省令第13条第2項 <u>の規定による</u> 説明については、再生医療等を行	省令第13条第2項 <u>に基づく</u> 説明については、再生医療等を行う医

う医師又は歯科医師以外に当該説明を行う者として適切な者がいる	師又は歯科医師以外に当該説明を行う者として適切な者がいる場合
場合には、医師又は歯科医師の指示の下に、当該者が説明を行うこ	には、医師又は歯科医師の指示の下に、当該者が説明を行うことが
とができるが、当該者は、適切な教育又は研修を受け、当該再生医	できるが、当該者は、適切な教育又は研修を受け、当該再生医療等
療等を熟知した者でなければならないこと。	を熟知した者 <u>でなければならない。</u>
また、省令第13条第2項(省令第14条第1項において準用する	
場合を含む。)の規定による説明については、「厚生労働省の所管す	
<u>る法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情</u>	
報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録に記録され	
ている事項の交付等を行うことができること。	
<u>(23)</u> 省令第13条第2項第1号関係	<u>(17)</u> 省令第 13 条第 2 項第 1 号関係
(略)	(略)
<u>(24)</u> 省令第13条第2項第2号関係	<u>(18)</u> 省令第 13 条第 2 項第 2 号関係
(略)	(略)
<u>(25)</u> 省令第13条第2項第9号関係	<u>(19)</u> 省令第 13 条第 2 項第 9 号関係
(略)	(略)
<u>(26)</u> 省令第 13 条第 2 項第 10 号関係	<u>(20)</u> 省令第 13 条第 2 項第 10 号関係
(略)	(略)
<u>(27)</u> 省令第 16 条第 1 項	<u>(21)</u> 省令第 16 条第 1 項
(略)	(略)
	<u>(22)</u> 省令第 16 条第 2 項
(略)	(略)
<u>(29)</u> 省令第17条第3項関係	<u>(23)</u> 省令第 17 条第 3 項関係
(略)	(略)

(略)	(略)
	<u>(25)</u> 省令第 19 条関係
(略)	(略)
<u>(32)</u> 省令第 22 条第 1 項及び第 2 項関係	<u>(26)</u> 省令第 22 条第 1 項及び第 2 項関係
(略)	(略)
(33) 省令第 24 条関係	<u>(27)</u> 省令第 24 条関係
(略)	(略)
<u>(34)</u> 省令第 25 条第 1 項関係	<u>(28)</u> 省令第 25 条第 1 項関係
(略)	(略)
V 再生医療等提供計画について	V 再生医療等提供計画について
(略)	(略)
(7) 省令第27条第6項第10号関係	(7)省令第27条第6項第10号関係
(略)	(略)
(8)省令第27条第8項第11号関係	(新設)
「統計解析計画書」の作成については、「厚生労働省の所管する法	
令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通	
信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行うこ	
<u>とができること。</u>	
<u>(9)</u> 省令第 29 条第 1 号関係	<u>(8)</u> 省令第 29 条第 1 号関係
(略)	(略)
<u>(10)</u> 省令第 29 条第 2 号関係	<u>(9)</u> 省令第 29 条第 2 号関係
(略)	(略)
	<u>(10)</u> 省令第 29 条第 3 号関係
(略)	(略)

<u>(12)</u> 省令第 29 条第 4 号関係	<u>(11)</u> 省令第 29 条第 4 号関係
(略)	(略)
<u>(13)</u> 省令第 34 条第 2 項第 3 号関係	<u>(12)</u> 省令第 34 条第 2 項第 3 号関係
(略)	(略)
<u>(14)</u> 省令第 34 条第 2 項第 4 号関係	<u>(13)</u> 省令第 34 条第 2 項第 4 号関係
(略)	(略)
<u>(15)</u> 省令第34条第3項 <u>及び第4項</u> 関係	<u>(14)</u> 省令第 34 条第 3 項 <u>第 1 号</u> 関係
省令第34条第3項第1号に規定する「指定再生医療等製品の原料	「指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工
と類似の原料から成る特定細胞加工物」とは、同種若しくは動物の	物」とは、同種若しくは動物の細胞又はヒト血液を原料等として用
細胞又はヒト血液を原料等として用いる特定細胞加工物(培地成	いる特定細胞加工物(培地成分、添加物等としてのみ使用され、又
分、添加物等としてのみ使用され、又は極めて高度な処理を受けて	は極めて高度な処理を受けていることにより、十分なクリアランス
いることにより、十分なクリアランスが確保され、感染症の発症リ	が確保され、感染症の発症リスクが極めて低いものを除く。)をいう
スクが極めて低いものを除く。) をいうものであること。ヒト血液を	ものであること。ヒト血液を原料等として用いる特定細胞加工物と
原料等として用いる特定細胞加工物としては、例えば、ヒト血清ア	しては、例えば、ヒト血清アルブミンを用いて培養した特定細胞加
ルブミンを用いて培養した特定細胞加工物が挙げられること。	工物が挙げられること。
また、省令第34条第3項の規定による省令第27条第8項第1号	
から第8号までに掲げる書類、再生医療等を受ける者及び細胞提供	
者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意に係る文書並び	
に認定再生医療等委員会から受け取った審査等業務に係る文書並び	
に省令第34条第4項の規定による書類の保存については、「厚生労	
働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存	
等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記	
録の保存を行うことができること。	
<u>(16)</u> 省令第 35 条関係	<u>(15)</u> 省令第 35 条関係

(略)	(略)
<u>(17)</u> 省令第 36 条関係	
(略)	(略)
<u>(18)</u> 省令第 37 条関係	<u>(17)</u> 省令第 37 条関係
(略)	(略)
<u>(19)</u> 省令第 38 条関係	
(略)	(略)
<u>(20)</u> 省令第 40 条関係	<u>(19)</u> 省令第 40 条関係
(略)	(略)
VI 認定再生医療等委員会について	VI 認定再生医療等委員会について
(略)	(略)
(37) 省令第 64 条の 2 第 4 項関係	(37) 省令第64条の2第4項関係
(略)	(略)
(38) 省令第 64 条の 2 第 5 項関係	(新設)
① 当分の間、以下に該当する再生医療等に係る審査意見業務を行	
<u>う場合であって、テレビ会議を行うための環境を有さないなど、</u>	
対面又はテレビ会議による開催が困難な場合は、「災害その他やむ	
を得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡	
大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再	
生医療等を提供し、又は変更する必要がある場合」に該当するも	
<u>のとする。</u>	
ア 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、保健衛	
生上の危害の発生又は拡大を防止するため、新たに緊急に提供	
する必要がある再生医療等	

- イ 感染症など災害その他やむを得ない事由がある際に、当該事 由に対するものに限定はされないが、生命の保護の観点から新 たに緊急に提供する必要がある再生医療等
- ウ 既に提供している再生医療等であって、保健衛生上の危害の 拡大を防止するため、あるいは生命の保護の観点から、緊急で 提供計画を変更せざるを得ない再生医療等
- ② 書面により審査等業務を行う場合においては、委員の出席を書面による確認に代えることができるのみであり、省令第63条、第64条及び第65条第2項の規定を含め、そのほかの法及び省令で定める要件を満たす必要があることに留意すること。例えば、以下に留意すること。
  - ア 省令第63条及び第64条に掲げる要件を満たした委員全員から意見を聴く必要があること。
  - イ 新規の再生医療等提供計画の審査等業務においては、技術専 門員からの評価書を確認する必要があること。
  - ウ 再生医療等提供計画の変更の審査等業務においては、必要に 応じ、技術専門員の意見を聴く必要があること。
  - 工 結論を得るに当たっては、原則として、意見を聴いた委員の 全員一致をもって行うよう努めること。ただし、意見を聴いた 委員全員の意見が一致しないときは、意見を聴いた委員の過半 数の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とする ことができること。特に一般の立場の者である委員の意見を聴 くよう配慮すること。
- ③ 書面による審査等業務については、②を満たした上で、持ち回りによるメール等で委員の意見を聴くことを含むものであるこ

と。なお、この場合、審査等業務に関する規程にあらかじめ定め	
<u>る方法により、実施することが望ましい。</u>	
④ 認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供に当た	
って留意すべき事項又は改善すべき事項について結論を得なけれ	
ばならない。この場合、法第20条第1項に規定する定期報告まで	
に、当該再生医療等に係る最新の科学的知見を反映させ、安全性	
が確保された再生医療等を提供することを目的として、対面によ	
る審査等業務が可能になった段階で、速やかに意見を述べるこ	
<u> と。</u>	
⑤ 省令第64条の2第5項の規定に基づく書面による審査等業務に	
ついては、電磁的記録によるものも含むこと。	
<u>(39)</u> 省令第 65 条第 1 項第 2 号関係	<u>(38)</u> 省令第 65 条第 1 項第 2 号関係
(略)	(略)
<u>(40)</u> 省令第 65 条第 1 項第 3 号関係	<u>(39)</u> 省令第 65 条第 1 項第 3 号関係
(略)	(略)
<u>(41)</u> 省令第 65 条第 2 項関係	<u>(40)</u> 省令第 65 条第 2 項関係
(略)	(略)
<u>(42)</u> 省令第 66 条関係	<u>(41)</u> 省令第 66 条関係
(略)	(略)
<u>(43)</u> 省令第 67 条関係	<u>(42)</u> 省令第 67 条 <u>第 1 項</u> 関係
帳簿には、審査等業務の対象となった再生医療等ごとに、次に掲げ	帳簿には、審査等業務の対象となった再生医療等ごとに、次に掲げ
る事項を記載すること。	る事項を記載すること。
①~⑧ (略)	①~⑧ (略)
なお、帳簿の保存については、「厚生労働省の所管する法令の規定	
	·

に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術	
<u>の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の保存を行うことができ</u>	
<u>ること。</u>	
<u>(44)</u> 省令第 69 条関係	
(略)	(昭各)
<u>(45)</u> 省令第 70 条関係	<u>(44)</u> 省令第 70 条関係
(略)	(略)
<u>(46)</u> 省令第71条第1項関係	<u>(45)</u> 省令第 71 条第 1 項関係
認定委員会設置者は、以下の事項を含む審査等業務の過程に関する	認定委員会設置者は、以下の事項を含む審査等業務の過程に関する
記録を作成すること。	記録を作成すること。
①~⑧ (略)	①~⑧ (略)
認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の開催ごとの審査等	認定委員会設置者は、認定再生医療等委員会の開催ごとの審査等
業務の過程に関する記録の概要を、当該認定再生医療等委員会のホ	業務の過程に関する記録の概要を、当該認定再生医療等委員会のホ
ームページで公表すること。なお、審査等業務の過程に関する記録	ームページで公表すること。
の作成については、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間	
事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す	
る省令」に基づく電磁的記録の作成を行うことができること。	
<u>(47)</u> 省令第71条第2項関係	<u>(46)</u> 省令第 71 条第 2 項関係
①・② (略)	①・② (略)
③ 省令第71条第2項の保存については、「厚生労働省の所管する法	(新設)
令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報	
通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の保存を行う	
<u>ことができること。</u>	
<u>(48)</u> 省令第71条第3項関係	<u>(47)</u> 省令第 71 条第 3 項関係

①・② (略)	①・② (略)
③ 省令第71条第3項の保存については、「厚生労働省の所管する法	(新設)
<u> 令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報</u>	
通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の保存を行う	
<u>ことができること。</u>	
VII 特定細胞加工物の製造について	VII 特定細胞加工物の製造について
(略)	(略)
(22) 省令第 96 条関係	(22) 省令第 96 条関係
特定細胞加工物標準書に記載する事項は、当該細胞培養加工施設	特定細胞加工物標準書に記載する事項は、当該細胞培養加工施設が
が行う製造工程及び保管に係る製造・品質管理業務の内容をいうも	行う製造工程及び保管に係る製造・品質管理業務の内容をいうもので
のであり、必ずしも当該特定細胞加工物の全ての製造工程に関する	あり、必ずしも当該特定細胞加工物の全ての製造工程に関する内容が
内容が求められているものではないこと。	求められているものではないこと。
なお、特定細胞加工物標準書の保管及び作成については、「厚生労	
働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存	
等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記	
録の保存及び作成を行うことができること。	
(略)	(略)
(25) 省令第 97 条第 1 項関係	(25) 省令第 97 条第 1 項関係
「衛生管理基準書」については、試験検査業務(製造工程に係る	「衛生管理基準書」については、試験検査業務(製造工程に係る
試験検査業務及び品質管理に係る試験検査業務を含む。)等において	試験検査業務及び品質管理に係る試験検査業務を含む。)等において
衛生管理が必要な場合においてはその内容を含むものであること。	衛生管理が必要な場合においてはその内容を含むものであること。
「構造設備の衛生管理、職員の衛生管理」としては、例えば、次	「構造設備の衛生管理、職員の衛生管理」としては、例えば、次
の事項が挙げられること。	の事項が挙げられること。
①・② (略)	①・② (略)

なお、衛生管理基準書の作成については、「厚生労働省の所管する 法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行う ことができること。

#### (26) 省令第97条第2項関係

「製造管理基準書」は、省令第99条に規定する製造管理に係る業務を適切に遂行するための事項を定めたものであること。

「特定細胞加工物等の保管、製造工程の管理」としては、例えば、次の事項が挙げられること。

①~① (略)

なお、製造管理基準書の作成については、「厚生労働省の所管する 法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行う ことができること。

## (27) 省令第97条第3項関係

「品質管理基準書」は、省令第 100 条に規定する品質管理に係る 業務を適切に遂行するための事項を定めたものであること。

「検体の採取方法、試験検査結果の判定方法」としては、例えば、次の事項が挙げられること。なお、外部試験検査機関等を利用して試験検査を行う場合においては、検体の送付方法及び試験検査結果の判定方法等を品質管理基準書に記載しておくこと。

①~⑧ (略)

なお、品質管理基準書の作成については、「厚生労働省の所管する 法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報

## (26) 省令第97条第2項関係

「製造管理基準書」は、省令第99条に規定する製造管理に係る業務を適切に遂行するための事項を定めたものであること。

「特定細胞加工物等の保管、製造工程の管理」としては、例えば、次の事項が挙げられること。

①~① (略)

### (27) 省令第 97 条第 3 項関係

「品質管理基準書」は、省令第 100 条に規定する品質管理に係る 業務を適切に遂行するための事項を定めたものであること。

「検体の採取方法、試験検査結果の判定方法」としては、例えば、次の事項が挙げられること。なお、外部試験検査機関等を利用して試験検査を行う場合においては、検体の送付方法及び試験検査結果の判定方法等を品質管理基準書に記載しておくこと。

①~⑧ (略)

通信の技術の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行う	
<u>ことができること。</u>	
(28) 省令第 97 条第 4 項関係	(新設)
「手順書」の作成については、「厚生労働省の所管する法令の規定	
に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術	
の利用に関する省令」に基づく電磁的記録の作成を行うことができ	
<u>ること。</u>	
<u>(29)</u> 省令第 97 条第 4 項第 1 号関係	<u>(28)</u> 省令第 97 条第 4 項第 1 号関係
(略)	(略)
(30) 省令第 97 条第 4 項第 2 号関係	<u>(29)</u> 省令第 97 条第 4 項第 2 号関係
(略)	(略)
(31) 省令第 97 条第 4 項第 3 号関係	(30) 省令第 97 条第 4 項第 3 号関係
(略)	(略)
<u>(32)</u> 省令第 97 条第 4 項第 4 号関係	<u>(31)</u> 省令第 97 条第 4 項第 4 号関係
(略)	(略)
(33) 省令第 97 条第 4 項第 5 号関係	<u>(32)</u> 省令第 97 条第 4 項第 5 号関係
(略)	(略)
(34) 省令第 97 条第 4 項第 6 号関係	(33) 省令第 97 条第 4 項第 6 号関係
(略)	(略)
<u>(35)</u> 省令第 97 条第 4 項第 7 号関係	<u>(34)</u> 省令第 97 条第 4 項第 7 号関係
(略)	(略)
(36) 省令第 97 条第 4 項第 8 号関係	(35) 省令第 97 条第 4 項第 8 号関係
(略)	(略)
<u>(37)</u> 省令第 97 条第 4 項第 9 号関係	<u>(36)</u> 省令第 97 条第 4 項第 9 号関係
	1

(略)	(略)
(38) 省令第 97 条第 4 項第 10 号関係	<u>(37)</u> 省令第 97 条第 4 項第 10 号関係
(略)	(略)
(39) 省令第 97 条第 5 項関係	(新設)
省令第97条第5項の規定による手順書等の備付けについては、	
「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書	
面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」に基づく	
電磁的記録の保存を行うことができること。	
<u>(40)</u> 省令第 99 条第 1 項第 1 号関係	<u>(38)</u> 省令第 99 条第 1 項第 1 号関係
(略)	(略)
<u>(41)</u> 省令第 99 条第 1 項第 3 号関係	<u>(39)</u> 省令第 99 条第 1 項第 3 号関係
(略)	(略)
<u>(42)</u> 省令第 99 条第 1 項第 11 号関係	<u>(40)</u> 省令第 99 条第 1 項第 11 号関係
(略)	(略)
<u>(43)</u> 省令第 99 条第 1 項第 13 号関係	<u>(41)</u> 省令第 99 条第 1 項第 13 号関係
(略)	(略)
<u>(44)</u> 省令第 99 条第 1 項第 17 号関係	<u>(42)</u> 省令第 99 条第 1 項第 17 号関係
(略)	(略)
<u>(45)</u> 省令第 99 条第 1 項第 20 号関係	<u>(43)</u> 省令第 99 条第 1 項第 20 号関係
(略)	(略)
<u>(46)</u> 省令第 99 条第 1 項第 24 号関係	<u>(44)</u> 省令第 99 条第 1 項第 24 号関係
(略)	(略)
<u>(47)</u> 省令第 99 条第 1 項第 26 号関係	<u>(45)</u> 省令第 99 条第 1 項第 26 号関係
(略)	(略)

<u>(48)</u> 省令第 99 条第 1 項第 27 号関係	<u>(46)</u> 省令第 99 条第 1 項第 27 号関係
(略)	(略)
<u>(49)</u> 省令第 99 条第 2 項関係	<u>(47)</u> 省令第 99 条第 2 項関係
(略)	(略)
<u>(50)</u> 省令第 100 条第 1 項第 1 号関係	<u>(48)</u> 省令第 100 条第 1 項第 1 号関係
(略)	(略)
<u>(51)</u> 省令第 100 条第 1 項第 2 号関係	<u>(49)</u> 省令第 100 条第 1 項第 2 号関係
(略)	(略)
<u>(52)</u> 省令第 100 条第 1 項第 4 号関係	<u>(50)</u> 省令第 100 条第 1 項第 4 号関係
(略)	(略)
<u>(53)</u> 省令第 101 条関係	<u>(51)</u> 省令第 101 条関係
(略)	(略)
<u>(54)</u> 省令第 101 条第 1 項関係	<u>(52)</u> 省令第 101 条第 1 項関係
(略)	(略)
<u>(55)</u> 省令第 101 条第 2 項関係	<u>(53)</u> 省令第 101 条第 2 項関係
(略)	(略)
<u>(56)</u> 省令第 102 条関係	<u>(54)</u> 省令第 102 条関係
(略)	(略)
<u>(57)</u> 省令第 102 条第 1 項関係	<u>(55)</u> 省令第 102 条第 1 項関係
(略)	(略)
<u>(58)</u> 省令第 102 条第 1 項第 1 号関係	<u>(56)</u> 省令第 102 条第 1 項第 1 号関係
(略)	(略)
<u>(59)</u> 省令第 103 条関係	<u>(57)</u> 省令第 103 条関係
(略)	(略)

(60) 省令第 103 条第 1 項関係	(58) 省令第 103 条第 1 項関係
(略)	(略)
(61) 省令第 104 条関係	(59) 省令第 104 条関係
(略)	(略)
<u>(62)</u> 省令第 104 条第 1 項関係	<u>(60)</u> 省令第 104 条第 1 項関係
(略)	(略)
	<u>(61)</u> 省令第 105 条関係
(略)	(略)
<u>(64)</u> 省令第 105 条第 1 項関係	<u>(62)</u> 省令第 105 条第 1 項関係
(略)	(略)
<u>(65)</u> 省令第 106 条関係	<u>(63)</u> 省令第 106 条関係
(略)	(略)
<u>(66)</u> 省令第 106 条第 1 項関係	<u>(64)</u> 省令第 106 条第 1 項関係
(略)	(略)
<u>(67)</u> 省令第 107 条第 1 項関係	<u>(65)</u> 省令第 107 条第 1 項関係
(略)	(略)
	<u>(66)</u> 省令第 108 条関係
(略)	(略)
<u>(69)</u> 省令第 108 条第 1 項関係	<u>(67)</u> 省令第 108 条第 1 項関係
(略)	(略)
<u>(70)</u> 省令第 109 条関係	<u>(68)</u> 省令第 109 条関係
(略)	(昭)
<u>(71)</u> 省令第 109 条第 1 号関係	<u>(69)</u> 省令第 109 条第 1 号関係
(略)	(昭)

<u>(72)</u> 省令第 110 条関係	<u>(70)</u> 省令第 110 条関係
(略)	(略)
<u>(73)</u> 省令第 110 条第 1 号関係	<u>(71)</u> 省令第 110 条第 1 号関係
(略)	(昭)
<u>(74)</u> 省令第 110 条第 2 号関係	<u>(72)</u> 省令第 110 条第 2 号関係
(略)	(略)
<u>(75)</u> 省令第 110 条第 3 号関係	<u>(73)</u> 省令第 110 条第 3 号関係
(略)	(昭)
<u>(76)</u> 省令第 112 条第 1 項第 1 号関係	<u>(74)</u> 省令第 112 条第 1 項第 1 号関係
(略)	(昭)
<u>(77)</u> 省令第 112 条第 2 項関係	<u>(75)</u> 省令第 112 条第 2 項関係
(略)	(昭各)